

第 8 回 行政手続部会 議事録

1 . 日時：平成29年 1 月19日（木）10:00～11:29

2 . 場所：合同庁舎第 4 号館 4 階共用第 4 特別会議室

3 . 出席者：

（委 員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、大田弘子（議長）、原英史、
吉田晴乃

（専門委員）大崎貞和、川田順一、國領二郎、佐久間総一郎

（政 府）務台大臣政務官、羽深内閣府審議官

（事務局）田和室長、刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官

4 . 議題：

（開会）

1 . 事業者ニーズの取りまとめ

2 . 「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方

3 . 関係省庁からのヒアリングについて

（閉会）

5 . 議事概要：

高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第 8 回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

出席状況でございますが、野坂委員、堤専門委員が御欠席でございます。吉田委員は10時半ごろ御到着の御予定です。

本日は、大田議長に御出席をいただいております。

また、務台大臣政務官におかれましては、後ほど御出席と承っております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は、まずこれまでの事業者ニーズの把握の結果につきまして、事務局で取りまとめていただきましたので、御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

大槻参事官 まずお手元の資料 1 - 1 をごらんください。アンケート調査の結果の取りまとめということでございますが、日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会の 3 団体が行ったアンケート調査の結果については、前回、第 7 回部会で各団体から資料の提出、報告があったところでございますけれども、今回はその 3 団体の結果を 1 つに統合したものについて御説明いたします。

2 ページ目、調査名、調査の目的は 3 団体同じでございますけれども、調査対象、回答数につきましては、3 団体の合計で 818 の回答を得たこととなります。

右の表が内訳となりますけれども、
がありすが、合計数は経団連、同友会の両団体に加盟し、両団体に回答した者の重複を除いた数ということで、単純な合計ではありません。

回答事業者の業種ですけれども、製造業が24.0%、建設業が14.4%、卸売業が9.8%等となっております。

回答事業者の企業規模ですが、100人以下が48.8%、一方で300人超が38.1%となっていて、中小企業と大企業の両方が一定程度含まれていることとなります。

3 ページ、調査結果ですが、3 団体の調査結果を合計しました負担感上位10手続は以下の表のとおりです。

1 位が営業の許可・認可に係る手続ということで、この手続に負担感を感じたという回答数が574あった。回答総数に占める割合は11.2%です。さらに右に行きますと、3 団体ごとの回答数と順位もつけております。さらに一番右、参考としまして各省庁に共通する手続か、それ以外の個別分野の手続かの別を記載しております。

2 位は社会保険に関する手続、3 位は国税、4 位は地方税、5 位は補助金の手続、6 位は調査・統計に対する協力、7 位は従業員の納税に係る事務、8 位は従業員の労務管理に関する手続、9 位は商業登記等、10位は従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行。

注がありまして、この注3ですけれども、累積%とあります。これは回答割合を上位から足していったものの累積値のパーセントです。10位までのところで、例えば赤囲みのマスが下のほうにあります。これは10位までで回答総数の75.6%を占めているということがわかることとなります。

4 ページ、以下は負担感11位以下の手続が並んでおります。この説明は省略いたします。

5 ページ、先ほどのページでは合計28の手続の順位を紹介いたしました。前回の部会の資料でアンケートの調査票をつけておりましたが、もともとのアンケート項目の選択肢が実は44ありましたものを、どのように今回28にくくったかということがわかる資料となっております。例えば最初の1のところ、営業の許可・認可に係る手続とありますけれども、これは01.営業の許可・認可に係る手続、27.事業開始の許可・認可に係る手続、40.営業許可・認可の承継手続について、これらを足したものでして、営業の許可・認可につきまして、すなわち事業を継続・拡大時、事業開始時、事業終了・承継時の選択肢を合計しています。

また、例えば5に補助金の手続というものがありますけれども、これは25.補助金の交付申請時の手続、26.補助金の事後手続、この選択肢を合計したものです。なお、今、御説明しましたときに01とか25とか26と申しましたけれども、これはアンケートの選択肢を事業継続・拡大時、事業開始時、事業終了・承継時の順番で機械的にナンバリングしたものです。

7 ページ、これまで全体集計を御説明しましたがけれども、今度は事業段階別に分析をしたものでございます。

(1) 事業開始時とありますけれども、これは3団体合計しましたところ、一番多かったのは27.事業開始の許可・認可に係る手続きでございました。

8ページ目が負担感の類型別の分析なのですけれども、27.事業開始の許可・認可に係る手続きにつきましては、申請様式の記載方法等が分かりにくい、提出書類の作成の負担が大きいという回答が多くなっています。

9ページ、事業継続・拡大時ですが、ここでは17.調査・統計に対する協力が一番多くなっております。2番目が01.営業の許可・認可に係る手続きとなります。

10ページ、負担感について見ますと、最初01.営業の許可・認可、2位であったものですが、これについて見ていくと提出書類の作成の負担が大きい、申請様式の記載方法等が分かりにくい、このほか例えば 手続きに要する期間が長い、オンライン化がなされていない、同じ手続きについて組織・部署ごとに様式等が異なるといったものの負担感の回答が多くなっております。

11ページ、上から4つ目に17.調査・統計に対する協力というものがありますが、これについても同様に と あるいは 、 といったところの負担感の回答が多くなっております。

12ページ、事業終了・承継時ですが、これは36.法人の解散・清算の登記が一番多くなっています。

13ページ、この法人の解散・清算登記につきましては、これも だとか といったところの負担感が多くなっております。

14ページ目に参考として団体別の調査結果をつけています。これは前回第7回の部会資料と同じ内容でございますけれども、15ページ目を見ていただきますと改めて日商、経団連、同友会、3団体の調査結果の上位10手続を並べて見ております。同じものを同じ色であらわしているのですけれども、これは事業開始時のところですが、順位の傾向は3団体おおむね同様ではないかと考えられます。

19ページ、今度は事業継続拡大時については、中小企業を中心とします日商の1位は営業の許可・認可、2位は補助金の交付申請となっております。大企業を中心としたします経団連、同友会とは少し違った傾向が見られるかなというところでございます。

23ページ、事業終了・承継時の手続ですが、こちらは日商は1位が法人の解散・清算の登記、2位が社会保険の行政窓口の届け出といったように経団連、同友会とは少し異なった傾向が見られるところでございます。

資料1-2をごらんください。これはヒアリングの結果の整理表であります。

1枚おめくりいただきまして目次と書いたページがございますが、その裏面をごらんください。一番下の部分に注とあります。これはどういう整理をしたものかということなのですが、これまで部会で団体等から聴取した意見187事項について、先ほど説明しました事業者へのアンケートにおいて回答の選択肢とされた手続、これは合計44あるのですけれども、これらごとに事務局で再整理を行ったものであります。

アンケートでは量的な回答の傾向は把握できますけれども、個別の手續について具体的にどの手續のことかという情報は余り多くありません。そこでアンケート結果とは直接は関係しないのですが、ヒアリングで把握した意見を必要に応じて参照いただくことで理解の助けにしていいただければという資料でございます。

1 ページは事業開始時の手續ということで、02.その他事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手續として、例えばNo.40の在留資格手續における英文書類。添付資料の会社案内や事業計画書等が後刻和訳を求められることがあり、審査遅延の一因とありますけれども、そういったことが例として考えられるのではないかとということでございます。これはJETROから出てきた意見で、一番右端に番号とありますけれども、これはヒアリング資料のオリジナルのどこに書いてあるかがわかるようにしておりまして、JETROは第5回の部会でヒアリングをしたところですので、第5回部会のJETRO提出資料の3(1)を見ていただければ原典にあたれるということでございます。この短冊の内容自体は以前、第6回部会で報告した資料の内容と同じでございますので、以下、説明は省略させていただきます。

なお、一番左端にNo.40とありますけれども、これが第6回部会の資料のときの整理番号でございます。

今度は資料1-3の束をごらんください。これはホームページで募集しました意見募集の結果の整理表であります。こちら1枚おめくりいただいて目次と記された紙の裏面のページの真ん中あたりをごらんいただくと、どういう整理をしたかということが書いてございます。これも意見募集により提出された意見105件、136事項につきまして、先ほどのヒアリングと同様に、アンケートの回答の選択肢ごとに事務局が再整理したものであります。

具体的にはその次の1ページ目ですけれども、事業開始時の手續ということで01.事業開始時の許可・認可として、例えばNo.7書類作成の重複と起業時の手續という事項がありまして、現在、医療機関で新規事業に従事し、来年2月ごろを起業予定にしている者から意見があったということがわかります。こちら必要に応じて参照していただければということでございまして、短冊自体は第7回の部会で報告した資料と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたらお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

資料1-1の5~6ページですけれども、省庁の名前などは入らないのですか。関係する省庁とか。

大槻参事官 まだそこまで整理ができていないのですけれども、それは今後検討したいと思っております。

高橋部会長 多分、全省庁的にお願いすることになると思うので、あと、個別の省庁ごとに偏り等があるとなかなかお願いするのも取組上課題が生ずるので、そこら辺はどういう省庁にこれがかかわっているか、見やすいようにしていただくとありがたいなと思います。

いかがでしょうか。

刀禰次長 今の点でございますけれども、省庁別、明らかなものもあるわけですが、他方で例えば各省庁に共通すると書いてあるような営業の許可・認可であれば、営業の許可・認可を持っている省庁はいろいろあるのですけれども、どこかの省庁が持っているかということを整理するだけでも各省に調査をしないとわからない部分がありまして、例えば少し後ろのほうにまいりますと、そのほかにも例えば従業員の労務管理となると、厚生労働省だけなのかとか、調査・統計の関係も、調査も含めればほとんど全省庁近くやっているとありますが、そこも本当にあるのかどうかとかということ自体、実は最終的には調査しなければいけませんので、今の時点でこれを表にするのは、現実には難しいという点がございます。

高橋部会長 わかりました。どこかの段階ではわかるようにしていただくということをお願いします。

では川田専門委員、どうぞ。

川田専門委員 質問なのですけれども、先ほど少し触れられた資料1-1-14ページ以降の団体別の調査結果について、日商と経団連、同友会の調査が以前の事業継続時、拡大時、開始時では余り差が見られないということでした。一方、事業終了・継承時に負担を感じる手続、23ページだと日商と経団連で違いがあるわけですが、どういう原因でこのような違いが出たのかという分析はされているのでしょうか。

高橋部会長 事務局いかがでしょうか。

大槻参事官 日商は中小企業中心ですので、実際に法人の解散・清算の機会も大企業に比べれば多いのではないかと思います。したがって、そういったことに関する手続が上位に上がってきているということが考えられるのではないかと思うわけでございます。

高橋部会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

大田議長 今の川田さんの御質問に関連してなのですが、日商だけは税よりも社会保険が上に来ており、税という回答が比較的少ないのですが、これは何かあるのでしょうか。

高橋部会長 事務局いかがでしょうか。

大槻参事官 済みません、そこまでは分析できておりません。

刀禰次長 一点だけ参考に申し上げますと、例えばIT化が当然進んで楽にできていれば負担感は低いのですが、前も少し申し上げましたが、例えば法人税の申告ですとe-Taxの利用率は中小企業はかなり高くなっていますが、大企業は低くなっていますので、それは大企業は紙でされている部分が結果として多いので負担感はある。原因は別にいろいろある

のだと思いますが、そういう点もあろうかと思えます。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

原委員、どうぞ。

原委員 最初に資料1-1の3ページ、4ページのところでお示しをいただいたランキングで、大体これまでヒアリングの中で伺ってきた項目がかなり出ているのかなと思いましたが、これまで伺っていた中で印象に残っていた項目で抜けている項目がないかなと思って考えていたのですが、例えば入国管理の話というのはこれまでのヒアリングの中で比較的印象に残っているのですが、そういうものは件数としては余り出てこなかったということなのか、あと、何かそういった視点でこれまでいろいろな団体からのヒアリングでは出てきていたのだけれども、ここには出てきていないというような項目、お気づきのものがあればもし教えていただければと思います。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

大槻参事官 入国管理につきましては、もともと経済団体のアンケートの項目の作り方によったのかもしれませんが、明示的な項目がございませんでしたので、可能性としてはその他です。例えば26番だとか28番に実は挙がってきている可能性はあるのかなと思えますが、調査設計上の問題もありまして、明示上にはとれなかったところがございます。ただ、ヒアリングだとか、入国管理ではJETROなどから幾つか御意見を出してきたこともございますので、ニーズは一定程度あるのではないかと考えております。

高橋部会長 もう一つ、ほかに何か目立ったところで抜けているものはないでしょうかという御質問だったのですが、そこはいかがでしょうか。

大槻参事官 済みません、にわかにはわからないのですけれども、大体は網羅されているのではないかと思います。

高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。かなり時間をかけて精査していただいたようでございますので、これにつきましてはよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

続きまして、次の議題に入りたいと思います。年末に開催いたしました第7回部会におきまして、規制・行政手続コスト削減の取組の重点分野の幅広い選定、削減目標の決定、計画的な取組の推進に係る論点について御議論を頂戴しました。

本日は、いただきました御意見と事業者ニーズの取りまとめを踏まえまして、「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方（たたき台）（案）を整理していただきました。事務局より御説明を頂戴したいと思います。

まず次長、何か一言あるということによろしいですか。

刀禰次長 資料の説明に入ります前に、この資料の位置づけ、考え方を最初に私から一言、お話をさせていただきたいと思えます。

タイトルにございますとおり「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」に

ついでの方（たたき台）（案）となっているわけですが、本日の資料の中にも7ページ目についてありますが、我々の今回のミッションのもととなっております日本再興戦略の閣議決定におきまして、「本年度中を目途に本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と、規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する」となっているわけでありまして、そのための論点については今、部会長がお話したように前回、論点を一応網羅的に提起させていただいたわけですが。

この年度末を目途とする取りまとめに向けまして、本日作成いたしましたのは、その論点について前回の委員の先生方の御意見、これまでの御意見ですとか、あとは事業者ニーズを踏まえてということなので、今、御報告した事業者ニーズの整理というものを踏まえまして、一定の考え方を整理したというものでございます。

ただ、ここにたたき台と書かせていただいておりますのは、今、何かこれが結論とそのままなるということをおぼろげに書いているわけではございませんで、あくまでもこれまでの整理から見て、事務的に整理するということではないかという1つの案の提示でございます。

たたき台と、かつ、案と書いてありますのは、今日できればこの案を取って、たたき台としては一度この部会で整理をしていただきたいと思いますと思っておりますが、その理由としましては、資料3で後ほどございますけれども、近々関係省庁からのヒアリングを予定しているということで、関係省庁に意見を聞くに当たって、意見を聞くもとならないと、関係省庁もどういふことを言っているかわかりにくいということもあろうと思っておりますし、今後、恐らく各方面もいろいろな御意見が出てくると思っておりますけれども、そういった中でやはり当部会として当面の整理としてはこんなところではないかということをおぼろげにしておく必要があるだろうという意味で、たたき台と書かせていただいております。

逆にたたき台でございますので、ここに書いてあることがそのまま結論になることを今日決めていただくという趣旨ではございませんので、幅広い観点からいろいろな御指摘もいただきながら、今後、各関係省庁にヒアリング等も行い、またいろいろな現場の実情のお話も伺いながら、そういう形で最終的な年度末までの取りまとめに至っていただければいいかなという趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、以下、参事官から資料の説明をさせていただきます。

大槻参事官 それでは、資料2を御説明いたします。

「1.重点分野」「(1)取組の対象範囲」とありますが、事業者ニーズを踏まえ、「行政機関等」に係る以下の「手続等」を取組の対象範囲としてはどうか。

「行政機関等」については、取組の対象としまして国の行政機関、独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人）、地方公共団体、ただし、取組の実施に当たっては地方公共団体の理解・協力が必要。対象外としては立法府、司法府としておりません。第2回の部会で、これらを、
、
、
×としていたものを、
と
に整理をしたもので

ございます。

「手続等」については、取組の対象として申請、届出（不服申立てを除く）。この括弧書きの趣旨としましては、ニーズの見られなかった不服申立てを除きまして、補助金と税を含めて申請届出は対象にするということでございます。それから、調査・統計に対する協力、事業者を経由して行う通知、手数料及び税の納付、書類の作成、保存、表示、本人確認義務。取組の対象外としては苦情の申し出、請願等、情報提供（調査・統計に対する協力を除く）。この括弧書きの趣旨でございますけれども、情報提供の中には監督権に基づく資料提出命令といった情報提供も考えられるところなのですが、こういったニーズは見られなかったので、これは対象外としているという趣旨でございます。

処分通知等（事業者を経由して行う通知を除く）とありますが、趣旨としまして、処分通知等は行政機関が行うもので、通常、事業者が負担する手続ではないのですけれども、事業者を経由して行う通知についてニーズがありましたので、これらを除いて対象外とするということでございます。それから、縦覧等、作成等、不作為義務でございます。

2 ページ「（2）分野の設定」ですが、「事業者に対するアンケート調査」の選択肢を基本として、以下の分野について検討対象とすることとしてはどうか。

各省庁に共通する手続として、 営業の許可・認可に係る手続、 行政への入札・契約に関する手続、 調査・統計に対する協力、 補助金の手続、 その他事業活動に必要な事項の許可・認可に係る手続。

個別分野の手続として、 産業保安に関する手続、 施設の安全（消防等）に関する手続、 化学品等の安全管理に関する手続、 生活用品、食品等の安全・表示に関する手続、

個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続、 港湾における手続、 税関に対する手続、 道路、河川等の利用に関する手続、 国税、 地方税、 社会保険に関する手続、

従業員の納税に係る事務、 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行、 従業員の労務管理に関する手続、 土地利用に関する手続、²¹ 環境保全に関する手続、²² 建物に関する手続、²³ 生活環境に関する手続、²⁴ 知的財産権の出願・審査に関する手続、²⁵ 商業登記等、²⁶ 不動産登記、²⁷ 株式や事業用資産の承継に関する手続（事業承継時）、²⁸ その他となっています。

これは先ほど御説明しました資料 1 - 1 の 3 ~ 4 ページ目で、3 団体合わせた全体集計の負担感上位事項を御説明したときの手続名と対応しております。それを各省庁に共通する手続、個別分野の手続ごとに並べ直したものです。

3 ページ「（3）重点分野の選定」ですけれども、事業者に対するアンケート調査によれば、（2）の分野について負担感が上位の10分野は以下のとおりということで、1 は営業の許可・認可に係る手続、2 は社会保険に関する手続、3 は国税、4 は地方税、5 は補助金の手続、6 は調査・統計に対する協力、7 は従業員の納税に係る事務、8 は従業員の労務管理に関する手続、9 は商業登記等、10 は従業員からの請求に基づく各種証明書類の

発行となりまして、これも今、申しました資料1 - 1あるいは最後につけています参考2と同じものでございます。この10分野で手続が負担であるという回答が75%を占めており、これらを重点分野の候補としてはどうかということでございます。

「(4)重点分野の位置づけ」です。重点分野は削減についての目標を設定し、取組のフォローアップも行う分野と位置づけてはどうか。重点分野以外については、削減についての目標は設定しないが、今般の取組で把握された個別の課題について、各省庁の自主的取組を進めることとし、行政手続部会において必要に応じて取組のフォローアップを行うこととしてはどうか。

4ページ「2.削減目標」「(1)削減対象」。

「削減対象とするコスト」は、今回の取組で削減対象とするコスト(削減目標を課し、フォローアップの対象となるコスト)は、行政手続コストとしてはどうか。(ただし、各省が他のコスト削減に自主的に取り組むことを妨げるものではない)。

「コストの内容」は、以下のような類型が考えられる。

()金銭コスト。標準的費用モデルにより社内費用(人件費×作業時間)+社外費用という基本式で推計。2000年代欧州の主流の方式で、コストの推計・算出に長い期間と多額の必要が必要。

()時間(作業時間)。米国で採用された方式だが、企業内部で手続に要する時間の把握が必要。

()事業者の負担感(アンケート調査の回答結果)。今回と同様の事業者アンケート調査を数年後に再度実施し、おのこの手続について「負担」と回答する者の割合を低下させることを目指す方式。

5ページ、どの類型を考えるかに関し、以下の2点を考慮すべきではないか。

()定量的目標設定をする場合、取組の実効性を上げるためには、一定の計算に基づく「行政手続コスト」の算出が必要ではないか。

()コスト計算に多大な労力、費用、時間をかけることは適切ではなく、簡易な推計方法を検討すべきではないか。

上記を考慮し、一案として以下のような方法で行うのはどうか。

()削減対象は「時間(事業者の作業時間)」とする。

()各分野の主要な手続について、所管省庁が企業内部でどの程度の時間を要しているかを把握・計測し、公表する。

()その際、先行的取組の例も踏まえつつ、大規模なヒアリングやアンケート調査の実施までは求めない。また、計測時に一定の仮定を置くことも許容する。

「(2)取組期間」。取組期間は諸外国の取組例や制度改正やIT化に伴うシステム改修・構築には一定の時間を要することを踏まえ、5年としてはどうか。ただし、初回に手続コストを計測したのと同時期に、翌年度以降も手続コストの計測を行い、削減の取組の進捗を管理することとしてはどうか。取組の起算点(開始時)は、平成29年度としてはどうか。

その上でコストの計測を年度内の何月に行うかは、各省に委ねてよいのではないか。

「(3)削減目標」。削減目標は定性的なものではなく、数値目標が必要ではないか。削減対象を「時間(事業者の作業時間)」とする場合、数値目標としては削減率を設定することとなる。

6ページ「3.計画的な取組の推進」「(1)重点分野」。計画の作成、実施、検証(取組内容に加え、手続ごとの「行政手続コスト」の計算方法の検証も含む)について、以下のような段取りで進めることとしてはどうか。

本年6月末まで

各省庁において、行政手続コスト削減に係る暫定的な削減計画を策定する。

本年7月～平成30年6月ごろ

各省庁は暫定的な削減計画に基づき削減の取組に着手。並行して行政手続部会において各省庁の削減計画及び取組について議論を行う。その議論を踏まえ、各省庁は削減計画(本計画)を策定する。

平成30年7月～

各省庁は削減計画(本計画)に基づき削減の取組を進める。行政手続部会は、適宜、取組の進捗確認等を行う。

「(2)重点分野以外の分野」。必要に応じ個別の分野・手続における各省の自主的利取組の内容について、行政手続部会において取組の進捗の確認等を行う。

説明は以上でございます。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等がございましたらば、よろしく願います。

大崎専門委員、どうぞ。

大崎専門委員 今後のたたき台にのっとっているいろいろ進めていく上で、2つほど大事だと思う点を申し上げたいと思うのですが、1つはコストをネットで削減することを目指さないといけないなということです。

変な言い方ですが、例えば思いついた例ですけれども、重点分野の候補として従業員の納税に係る事務というものが挙がっております。これはより具体的に言えば、要は従業員の所得税の源泉徴収、年末調整の事務ということなのだと思いますけれども、これは負担感があるのは事実で、この問題について検討しなければいけないと私も思うのですが、例えば一番単純に思いついて手っ取り早い方法は、源泉徴収制度をやめてしまえばいいではないかということになるわけですが、例えばそれをやった場合に何が起きるかということ、今度は個々の従業員が全部申告納税をしなければいけなくなりますので、そうすると企業としての作業時間は減るわけですけれども、個別の従業員の作業時間というのが出て、さらには税理士さんに頼まなければいけないとかいうコストも発生したりして、トータルで見た社会的なコストがネットで削減されているかどうかというところがわからなくなるの

です。

ですから企業の負担が減って、ほかへ転嫁されるということだと意味がないので、そういうところをちゃんと考えた削減目標なり計画を作っていかなければいけない。これは源泉徴収の話は私がぱっと思いついた例で、ほかにもそういうことはあり得ると思いますので、そういうところは慎重に考えないといけないというのが1つです。

第2点は、個々の省庁に自分のところの所管している手続について考え直してください、それでコストを下げてくださいというのは基本的な考えだと思のですが、例えばこの重点分野の候補の営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、労務管理なんかも多分関係する商業登記等とかありますが、例えばこれら3つは実は合わせ技でできる可能性もあるようなものだと思っております。

私は外国企業の日本進出についての手続の見直しというものを、対日直接投資推進会議のワーキンググループでやっていたものですから、そこで開業ワンストップという支援の仕組みが出てきまして、これをさらに改善しようという話が出たわけなのですが、例えばここがうんとうまく機能すると、営業の許可・認可、社会保険、商業登記というものが全部一遍に例えば同じ書類を出すことでできるという話になってくると、例えば社会保険に関する手続の作業時間を何時間か所管省庁に悩んでもらって減らしてもらいよりも、3つまとめてできるようにしたことでネットでは非常に削減になっている。どこの省庁が幾ら削減したという数字は実は余りはっきりしないのだけれども、まとめてやることで事業者の負担感は大幅に減る。こんなこともあるのではないかと考えておりまして、その辺も留意しながら目標を作っていくということが重要ではないか。その2点を今後検討していただければと思う次第です。

高橋部会長 貴重な御指摘ありがとうございました。

事務局からコメントはありますか。

大槻参事官 最初の点ですけれども、どのコストを削減対象とするかということで、行政手続コストを見ていくということではあるのですが、委員御指摘のようにいろいろな制度改正の結果、かえって増えてしまうコストもある。あるいは例えばIT化を推進すれば、短期的にはそのシステムの導入に合わせて企業も何らかの投資が必要になるといったことは多々あるかと思しますので、それぞれのあらわれ方というのは個々の改善だとか制度見直しによって異なってくるものがございますので、そういったことも参考情報として把握するというのではないかと思うのですけれども、行政手続コストが減ったと同時に、他の状況はどうなったかということをおわせて把握して、評価する必要があるかと思します。

大崎専門委員 いや、ちょっとそこは違う話かなと思ひまして、例えばIT投資が必要という話と、事業者が負担していた行政手続コストを個人が負担するようになるという話は根本的に違うと思うのです。そこは区別していただいたほうがいいと思ひます。

刀禰次長 今、大崎専門委員からあった話ですけれども、御指摘のとおりだと思います。具体的に今お話のあったコストをネットで削減することを目指すべきだとか、個々の省庁

の取組だけでなく、いろいろなやり方があるのではないかと、といった点はいずれもあると思いますので、そういった点を今後とりあえずこの年度末の取りまとめにどう反映できるかは考えていただく必要があると思いますし、本日の資料の中では計画的な取組の推進の中で、例えば暫定計画を作り、議論をして、また本計画を作り、進捗を見ていくわけですが、そういうときに、またそのような視点から各省庁の考えておられる内容をチェックしていくことも大事かと思っておりますので、考え方としては、今、参事官が申し上げましたけれども、異論があると言っているわけではございませんので、そういった点を踏まえながらどう反映するか、今後御議論していただければと思っております。

高橋部会長 目標の設定の仕方と、その削減の手法についての留意事項みたいなことを御指摘いただいたと思います。各省に説明するとき、その辺も含めて説明していただければ、わかりやすいと思いますので、各省が考える上でもいい御指摘をいただいたと思います。

2番目はいかがですか。

刀禰次長 2番目も同じでございますが、個々の省庁だけでなく、今のような省庁横断的な取組、これはいろいろな分野であり得ると思っております、それをどのような形で計画に盛り込んでもらうかという点について、また、盛り込んだ後もどう進捗をチェックしていくか、そこは非常に重要な観点だと思っておりますので、どのようにこれから、例えば年度末にまでに書けるかとかいうことは、まだまだ御議論いただく必要がありますし、いずれにしても実行段階も含めて今のような観点は大変重要な観点だと思っております。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、森下代理、いかがでしょうか。

森下部会長代理 今のお話に関係してなのですけれども、IT戦略本部が来たときにマイナンバーナンバーを1回入れると、ほかのところも全部一緒に行くはずだという話がありましたが、これが大前提だと思うのです。せめてそれは前提として個別の話ではなくて、そこはともかくやってもらうという中で今の話が成り立つのだと思うのです。ですからそこは明確に目標として掲げてもらうというのは、私は少なくとも最低限のところかなと思うので、そこはぜひお願いしたいというのが1点。

それから、具体的なお話で、時期として5年を目途というのが出ましたけれども、5年というのは長いのではないかと。大体、今、政府部内のいろいろな計画は2020年を対象にしたものが多いですね。ですから少なくとも最終的な1回目の目標としては2020で、そこまですべての何もしないというもおかしいので、2018にもう一回目標設定して、18、20というところが1つ大きな節目になるのかなと。その後の時期に関しても、各省に委ねるのではなくて3月末までに出してもらって、6月のこちらの規制改革実施計画の中に盛り込めるような形でやってもらって、もし進捗が悪ければ6月までの間にぎしぎしやるべきでしょうし、逆によければさらに上乘せの目標等も考えるべきだと思いますので、その時期に関しては任せるのではなくて、3月末とか時間を決めるべきでしょうし、先ほど言いましたように、

こちらの会議でそれが取り込めるような時期に設定してやってもらうべきではないかと思っています。

刀禰次長 2つの点がございました。

今回の紙で5年としてはどうかという理由について、ここに書いてあります。まず諸外国をいろいろ調べましたが、全て5年になっていたというのがたまたまでございまして、本格的な取組をするには、ある程度5年が要するというのが国際的にもあるのかなというのが1つでございます。また、ここに書いてありますように、制度改革をいろいろと行っていく場合に、過去のいろいろなものを見ましても、本格的な制度改革は数年、例えば各省横断的なことをいろいろやっていくようなことも考えたときには、別に必ず5年かかるということを申し上げているつもりではありませんが、逆にそれぐらい計画的にやってもらわないといけないものはあるかと思えますし、IT化についてもかなりの大規模なシステムの改修になりますと、例えば無駄な投資はできないので、次のシステム改修時に全面的にやってもらうというケースも多いわけなので、そうしたときに必ず2年とか3年とか切ってしまうとそういうことができなくなってしまうので、むしろちゃんと5年先まで見据えてやってくれたほうがよいのではないかと、というのが1つの考え方とっております。

他方、委員が言われたようなそれまで何もしないというのは全くよくないので、逆に言えば取組はどんどんしていただきますし、そういう取組の中で毎年度何をやっていくかということも当然、各省の計画に入ってくると思えます。ですから全体として今回のたたき台の考え方としては、5年後にできればそれまで何もなくてよいという意味では全くなくて、むしろ毎年毎年ちゃんとやっていってもらおう。最終的に逆に5年先まで見据えてしっかりやってくださいよ、という趣旨で書いてあるので、もちろん今のようないろいろな御意見を踏まえて最終的に決めていけばよいと思えます。

もう一つは、コスト計測の時期をどうするかで、基本的に毎年度やっていますので、毎年度必ず3月までにやっていただくということになりますので、3月までにというのは逆に毎年度やるということであれば担保されると思っております。他方、事務の計測をするときに、結局その事務によってある程度そういう事務が多い時期をちゃんと考えていかないといけないのと、あといろいろなものを例えば民間の協力も得て計測していくことになった場合、事業の特性等でこの時期が逆にやりやすいとか、この時期だけは逆に協力しろと言われても忙しくてできないとか、個別の事情があると思えますので、それを我々が全部把握して何月がいいと決めるのは現実的に難しいと思えますので、年度内の事務に応じてどの時期をとるかということは任せてもいいのではないかと、ただし、毎年度1回は必ず計測してください、ということで、一応、3月末までには計測してもらうのかなと。ですから計測結果は当然4月、5月に出てくると思えますので、そういった形でチェックはできるという趣旨で書いてございます。

森下部会長代理 確認ですが、そうすると年度の終わりには必ず何らかのデータが出てきて、我々としてはそれを把握して、どういうふうにするか、できるように考えていると

いう理解でよろしいですね。

刀禰次長 厳密には例えば3月に仮に計測したら結果が出てくるのは4月かもしれませんが、いずれにしても年度内に出てくることを今この案では書いてあります。

森下部会長代理 もう一点、重点分野以外は定性的な目標は求めないと書いていますけれども、これは求めるべきだと思います。重点分野以外に関しても目標がないとやろうという気はないでしょうから、取組としてはきちきちとやるのは重点分野かもしれませんが、一応、目標はちゃんとした数字は掲げてやっていただかないと、何となくその分野だけやらないというのと、今回、半分要するに抜けるわけですね。この重点分野は2ページにある28のうちから10という意味ですね。そうすると残り18分野に関して削減目標がないというのも、何となくいかがかたという気がするので、一応、削減目標としては一律ではないかなという気がするのです。

刀禰次長 今の点につきましては、もちろん今後御議論いただくことだろうと思っております。ただ、今回、重点分野を決めて取り組めと書いてあるので、もともと閣議決定には重点以外の分野のことをやれとは形式的には書いていないものになっております。その上で重点分野以外について何もやらないと言っているわけではありません。今回のこれまでの部会の御議論を聞いていると、数値目標を作っていくのは計算も含めて大変であるという御議論がありましたので、この計測すること自体にいろいろな負担、コストがかかってくる。これについては重点を中心に見ていったほうがよろしいのではないかと。他方、それ以外の分野はむしろ事業者ニーズが今回いろいろと把握されましたので、ニーズに基づいた対応をきちんとやっていただくことが大事なのかと思ひまして、分野の計算をしるというのは本当に各省庁全部やっていくことになりますので、そこが重要なのか。

もう一つは、75%が上位10にありますので、そういう意味ではかなり大幅な改善が見込めるのではないかとということと、もう一つは重点とした以上、部会もチェックしなければいけないのですが、それだけ全ての省庁の全部の手続きをチェックというのは現実的ではないだろうということもあって、今回の提案ではこういう形になっているということと、逆に言うと重点分野と重点分野以外は、重点分野をしっかりと決めるというのは6月の閣議決定の際にかなり与党等も含めて御議論がありましたので、重点と重点以外にある程度明確な差は必要かと考えております。

高橋部会長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 その重点分野のところなのですけれども、前回いただいた資料の中で未来投資会議でのビジョンというものが明確に出ていると思うのです。今回の行政改革というものの主眼というのは、何と言っても有望市場の創出、イノベーションの創出、生産性の革命、GDP600兆円というのは明確になっていると思います。産業界からの意見とすると第4次産業革命を意識した有望市場の創出のためには、まず何と言ったって日本のデジタルイノベーション、それからビッグデータ。そのためにマイナンバーの活用が始まり、ようやくその下地ができた段階です。具体的にマイナンバーを活用する分野は、議論がされていて、

これは社保のところと国税、地方税、税金のところという議論はすでにしました。となると重点分野というのはおのずと決まってくるのではないかと考えています。もう一つ、タイムフレームですが、我々産業界にプレッシャーとして言われているのは2020年のオリンピックが、日本のデジタルテクノロジーやイノベーションのショーケースということが言われている。だけれども、あと3年しかないのでかなり無理はあるのですけれども、2020年は合意しておかなければいけないのではないかと考えています。

しかしまず重要なのは、官民で共有できるビッグデータなのです。これをなくしてどのような第4次産業革命のイノベーションというのもあり得ないわけなのです。そこが前提にあることを、いま一度思い出さなければいけないのではないかと考えております。

あと先ほど議論になったKPIの話なのですけれども、私もコストを見据えていこうというのは非常に賛成です。時間の方は削減されても、中小企業の方々に、すでにコストをかけてITを導入しているところは、それなりの負担になると思います。また、ITの提供によるコスト削減が、一つの前提であるとする、必ずデータの共有であるとか設備の共有、ITのいろいろなインフラの共有というものが自然と議論的になります。そうすると自然の流れで最先端のクラウドを構築して、みんなで情報共有やインフラ共有をしようという流れになると思っています。こういったコストをどのように考えて、どう取り扱うかということは積極的に見据えておかなければいけないと思います。

あと、コストに関する負担感というのはかなり主観的になりますし、業種によっても違ってくると思いますので、多様な内容の詰め方が必要だろうと思われれます。しかし、あらゆる議論の前提として、少なくとも経済成長のためのGDP600兆円を見据えた今回の改革であるということは、いま一度基本スタンスとして置いておくべきだと思われました。

高橋部会長 まず吉田委員のコメントについて。

刀禰次長 今回の御指摘は当然、我が国政府として取り組むべき課題として重要だということは、そのとおりだと思っています。ただ、今回の取組自身は、まさに7ページに書いてあるように閣議決定にあることを我々はやろうと思っているわけでありまして、そこに書いてありますけれども、我が国を世界で一番企業が活動しやすい国とすることを目指して、600兆円の実現に向けた生産性向上を徹底的に後押しするというのがもともとの目的でございます。

そういう中で今回やはり主眼となりますのは、事業者の方々のニーズにちゃんと応えていこうということだろうと思いますので、その際にどういう分野を例えば重点で決めていくとかいうことについては、どういうところに負担を感じておられるかというのは、負担感というのは言葉としては確かに抽象的ではありますがけれども、少なくとも現実を感じておられるだろうということでありまして、重要だと思えます。

他方、削減するときに少なくとも重点分野について一定の計測は必要だろうということで、時間を計測してはどうかという考えでございますし、そういった形で取り組むのだと思っています。

あと、IT化等について、デジタル化だったりデータの共有というのは基本的に重要なことで、ただ、この分野の中には規制のやり方、法令のルールそのものを見直そうみたいな話も当然入っていますので、別にIT化だけで全部解決することでは当然ないと思っていますので、まさに今回のIT化を進めるというのはもともとの目的で入っておりますし、また、そういった大事な原則等については今後、最終的な取りまとめのときにまた書いていくことは当然必要になってくるかなと思っています。

今回どちらかという、書いてあります重点分野の選定とか、削減目標の決定とか、計画的取組の推進という我々のマストアイテムの部分についての考え方を整理していますので、そういう考え方を進めるに当たって、最終的に部会で取りまとめる際には、今のような点をできる分野はどんどんやっていくべきであるとか、そういう点から我々はこれからチェックしていくとかいうことは、入れていただくことは十分あるだろうと思っています。

吉田委員 重点分野のところで私が一番申し上げたかったのは、皆さんの共通意見や経済3団体の共通意見、それに未来投資会議が目標にしている経済成長のための今回の行政手続の改革、それら一連の内容を足し合わせると、共通項として見えてくるのはマイナンバーを活用した社保や税金の分野が重要である、と考えています。

高橋部会長 一言、先ほどの大崎専門委員のお話と一緒に、省庁に目標を立てるときとか、目標の実現の仕方についてはそういう視点もあるので、そういうことをきちんと踏まえてやってくださいということを御説明するということで多分、よろしいのではないかと思います。吉田委員、それでよろしいでしょうか。

吉田委員 はい。

高橋部会長 では、そういう形でまとめさせていただきたいと思います。

それでは、國領専門委員、お願いします。

國領専門委員 先ほど来、マイナンバー制度という話が出てきて、今回出てきた例えば営業許可を考えたときに、マイナンバーに当たるものが恐らく法人番号と不動産登記や商業登記、つまりIDとそれに付随する住民票、戸籍謄本に当たるようなものの法人版ですね。これがひと塊ないといけないので、それと加えて多分法人印鑑証明に当たるものがあって、このような体制を整備しないと逆に言うと実現しないという話だと思う。例えば飲食店を開業したいときに、そのようなものが要求されてくるわけで、そうするとタイムライン的に考えて、この辺の話というのは県どころか市町村なので、1,600市町村全部が電子登記簿を受け入れられる仕組み、インフラを整備しないと多分できないので、5年ぐらいはかかると思ったほうがいいと思います。

だから待てという話ではなくて、だからタイムライン、ロードマップをきちんと作って、いつごろまでに、何を実現するか。一応、電子版の商業登記の制度、仕組みというのはつくられてはいるのですけれども、その普及率はかなり低いし、受け取る側がその体制はまだできていない。このような状況が多分あるだろうと思います。印鑑証明に当たる部分に

つきましては、紙の印鑑証明だとかわりに代理人が持っていても大丈夫なのですけれども、法人だと担当者が代表者の印鑑証明を勝手に送るということになるとうと認証問題が結構出てきて、その制度整備をちゃんとしないと多分できないという話になって、それはそれで結構大ごとであります。難しいと言っているのではなくて、だからさっさとどんどんやればいいのですけれども、何をやらなければいけないかということをはっきりさせていく必要があると思います。

その観点から考えると、資料2の1枚目の下の3分の1ぐらいのところに「手続等」と書いてあるのですけれども、この箱の中に簡単に本人確認義務というものが入っているのですが、並びが変ですよ。ほかのものは手続なのに、これだけ本人確認義務なので、ただ、やはり本人の存在確認に当たる、つまりマイナンバー、住民票、戸籍謄本に当たるものと、それから手続をしようとしている人間が本当に本人であるかという真正性の確認というのは別物ですし、ここのリスト的に言ってもカテゴリ的には別のものなので、これは資料のつくりとして少し別格に扱ったほうがいいぐらいの大ごとのような気がします。

刀禰次長 今ございました中で、例えば電子登記簿のようなことも考えれば時間がかかるというのは、当然そういうこともあると思っております、今回の取組では少なくとも現実にこれから課題が必要なものについては、そういったまだ実現できていない仕組みも含めて。

國領専門委員 電子登記簿はありますよ。

刀禰次長 それがちゃんと使いやすくなるという意味で申し上げているのですけれども、もっと使いやすく、本当にいろいろな現場で使えるものにしていくことが必要だと思いますので、そういったものをまさに地方公共団体も含めた理解と協力を得ながら進めていかなければいけない。一定の時間がかかるというのは委員の御指摘のとおりだろうと思っております。

そういったことも含めて、今後この計画の中に盛り込んでいただけるようにしていきたいと思っておりますが、その際に手順としては、まずこの取組の基本的なことを決めまして、それについて各省でとりあえずどのようなことをやるか暫定的な計画を作ってください、それをチェックする段階でそういったことをやる必要があるのではないかとまた投げかけもしていく。それから、今のような話であれば、当初からこのIT戦略本部とも連携しながらやっていこうということになっていきますので、そういった部分について、物によってはそちらのほうで御検討いただいて、枠組みをそろえていただきながら、それができるところに合わせて制度を作っていくこともあろうかと思っておりますし、そういった形で連携することが大事なかなと思っておりますのでございます。

高橋部会長 大崎専門委員、どうぞ。

大崎専門委員 1つは私、先ほど自分が言ったことで1点、言い忘れた点があったのでもう一回戻りたいのですけれども、省庁間で異なった手続をしているのをまとめたらすご

くコスト削減になるよみたいな話と似た話で、地方公共団体ごとに異なっているものを一本化すると、これも各自治体で削減をしていただくのと全然違う、次元の違う効果が出るのではないかと。この点も今後の進めていく過程でうまく反映させられたらいいなと思っています。

もう一つは、先ほど森下先生がおっしゃった取組期間の話なのですが、私5年先だけというのは頼りない感じがするなと思っています、先ほど吉田委員もおっしゃっていた20年というところが1つのいろいろなターゲットになっているよねというのは全くそのとおりだと思いますので、2020年ぐらいに少なくとも中間レビューをするというのは、最初から織り込んでおく必要があるなと思います。

ただ、一方で例えばシステムをつくるのかというのが完成して稼働していないとコスト削減が終わったことにならないとかいう話になると、それを今2017年で2020年には本格システムが稼働しているみたいなことを言われると、すごいことをシステム屋さんから請求されると思うので、それは余り現実的ではないので、5年たったところで現実的に視野に入っているコスト削減率がこのぐらいという数値目標の決め方をして、実際にそうならないと未達だよというチェックの仕方ではないようにすれば、その5年という割と長いタイムフレームと、2020年から20年できっちり検証をするというのは両立すると思いますので、ぜひそんな計画にしたらいいいのではないかと思います。

高橋部会長 佐久間専門委員、よろしくお願いします。

佐久間専門委員 私、たしか前回のときに計測の仕方と期間等々についてコメントをしたので若干繰り返しになりますけれども、まずコストの内容のところ、私が言ったアンケートに基づく負担感というのを類型に入れていただきありがとうございます。

その関係で言うと、これは森下先生、大崎さん、あとほかの方も言っていた期間はやはり5年というのは長いのかなというのが正直なところなんです。かつて海外の他国がやっていたとき5年というのは、その時代の5年。それはかなり前の5年で、その当時の5年というのは多分、今の3年か、3年を切るような世の中の進歩からして、特にIT関係の進歩からすれば、5年たったらどういうITになっているかわからないということかもしれませんし、そういう意味では5年は長い。そうするとこのまま5でなければ3ということだろうなど。

もちろん、その後に抜本的なシステムを入れて、成果を出すのであれば、それはあるところについてははみ出て、5年後にはこうなりますということであってもいいのですが、当面の目標としては3ということではないかと思っています。

重点目標、重点分野を決めるというのはまさにそういうことで、今回のこのたたき台の資料の3ページにある10分野、これがボトムアップで決められたということで非常にいい絞りの仕方だと思います。ただ、重点分野とそれ以外の差があるということを考えると、2点だけ申し上げたいのは、これは先ほどの最初の説明にあった資料1-1の19ページを見ると、これは事業継続拡大時の負担ということで日商が10番目に挙げている行政への入

札・契約に関する手続。これは全体で言うと10位に入らなくて11位に入る。次点というか補欠ということだと思っておりますが、ただ、今回のそもそもの行政手続の問題というのは、先ほど吉田さんがおっしゃったようにGDP600兆円、成長戦略の一環ということで、その1つの柱がローカルアベノミクスで、中小の支援とかそういうことだったと思いますので、そういう意味ではこの中小が言っている行政の入札・契約に関する手続も重点分野に入れていただきたいと思っております。

それを裏づけるのが、資料1 - 2の15ページ。ここで全国中小企業団体中央会の方が、要するに規制制度により事業の機会を失っているということも言っておられますので、やはりこれは重点分野に加えていただくことを検討していただきたい。

2点目として、これも一応10位には入っていないのですが、資料1 - 1の3ページと4ページにランクがずらっとあるわけですが、その中で建物に関する手続が13位、16位が土地利用に関する手続、19位が環境保全に関する手続、建築というのは建築確認だとか土地利用というのは都市計画だとか土対法、これはまさに今、豊洲で大問題になっている土対法関連、あと19の環境保全。これは環境アセス等々なのですが、この3つは何を意味しているかといえば、新たに事業所、新たに工場をつくる時に必ず必要になってくるものです。ですからそういう意味ではこれは1つにまとめれば、立地に関する手続にもなるので、重点分野として拾っていただきたい。これはまさに成長戦略の目玉というのは投資ですから、営業許可というのも投資の側面を非常に重視した重点分野だと思いますけれども、こちらもぜひ入れていただきたいと思っております。

あと、私が前回の規制改革会議でやっていた感覚からしても、ホットラインをやっていましたけれども、この分野というのは実際に非常に要望が多かった分野です。そのときは規制改革そのものですから、規制の中身を変えてもらいたいというのが非常に多かったのですが、ただ、今回、手続ということなので、せめて手続のところはぜひ重点分野として取り組むことにしていただきたいと思っております。

以上です。

大崎専門委員 今の佐久間専門委員の御意見に関連して、私も重点分野についてはこの書き方ではないほうがいいのかなと思っておりますが、ただ、やはり10個ぐらいという数も大事だと思うので、例えば私がすごく気になったのは、国税、地方税、従業員の納税に関する事務という、これは全部一緒ではないか。要するに税に関係した問題ですね。これを3つ合わせたら税というので1つになるので、それで佐久間専門委員がおっしゃった2つをちゃんと足せるではないかという気がするので、ぜひそのようにしたらどうかと思います。

佐久間専門委員 大崎さん、ありがとうございます。

高橋部会長 今の御指摘を含めて事務局いかがでしょうか。

刀禰次長 別に10ということを決めているわけではございませんし、数合わせをすることでもないと思っております。各府省にも負担をかけていく話ですので、そこはきちんと

した裏付けがある形で最終的に選定していく必要があるかと思えます。

他方、重点分野を決めるということは既に閣議決定されているわけですが、今回、重点分野以外は数値目標は必要ないという案になっています。逆に言えば中身は幾らでもチェックできるような仕組みに今回このような形で書いていますので、そういった意味では重点分野にするかどうか重要な論点だと思えますが、他方、重点分野にならないところも含めて、今後のフォローアップをどのようにやっていくかということが大事なのだと思っております。

そういったことも含めながら最終的にどういう形で選んでいくかということがあるかと思えますが、他方、例えば税とかで一くくりに括ってしまうと、税の中でもいろいろなあるわけなので、国税も地方税も、先ほどの納税ではないのですけれども従業員の関係、それぞれきちんとやっていただく必要があるかと思っておりますし、それなりにかなり大きな分野ですので、税と社会保障などあまり大きくくくってしまうと逆にわかりにくくなってしまいますので、今回のアンケート調査では経済界と調整してアンケート項目を決めており、項目についてこれまで議論した中で括り方がおかしいという御意見はこれまでなかったものですから、客観的に積み上げてきちんとやっていくという観点からは、別に10という数はこだわる必要はないと思っておりますが、他方、分類はある程度尊重していただいたほうがありがたいかなと事務局としては思っております。

もう一つは、重点分野について、この分野が大事かどうかと言えば、おそらくその関係がある方は全ての分野が多分大事で、当然ニーズも一定程度あるわけなので、全部大事になってしまいます。ですから、今日お決めいただく必要はないわけですが、一応、10まで数えると75%あって、普通は全体の中の半分ぐらいを重点でやって、残りはそうではないというほうが世の中普通ですが、今回ちょうど10までとってみたら75%でした。与党からも幅広く選定すべきという御指摘もありましたが、通常の意味で重点だと言うともう少し多分少ないのだらうと思えます。普通だと5つぐらいとか、せいぜい5割とかいうのがより普通だと思うのですが、今回は幅広くという表現が閣議決定に書かれておりますので、それよりも広げて75%ぐらいのところまでやってはどうかというたたき台になってございます。ただ、もちろん最終的には今後、各省庁もいろいろな意見を言ってくるでしょうし、世の中でもいろいろな御意見が出てくると思えますので、そういったことを踏まえて最後は年度末にお決めいただくということかと思っております。

高橋部会長 少し整理をしていきたいと思えます。まず目標設定の期限、取組期間のあり方と重点分野の項目と、それ以外どうするかという話と、削減目標をどのように考えていくのかという話が出たと思えますので、この3つに即して御議論をいただきたいと思えます。私の意見を申し上げますと、取組期間については、その期間の中でどういうふうに目標を立てていただくかということは、これから考えていく。そういう意味では前倒して例えば20年度までに終わらせてくださいという目標を立てていただくこともありだと思えます。

刀禰次長 各府省庁が暫定計画をつくり、本計画にしていくという案になっていますが、その中で当然、ある程度タイムラインを決めていくと思いますので、この部分はここまでに終わらせる、できるものについてはゆっくりやっていただく必要は全くありません。まさに中身に応じて、先ほど國領専門委員からありましたけれども、時間がかかるものと、かからずどんどんできるものがあると思います。そういった点を計画に書き込んでもらおうというのが今回のたたき台の案でございます。

高橋部会長 大田議長、どうぞ。

大田議長 質問ですが、重点分野、計測の仕方、目標、これは政府横断的に決めて、その中で各省が具体的な取組計画をつけるという理解でいいのか、それとも目標とか期間まで各省が決めるということですか。今の答え方で疑問に思ったのですが。

刀禰次長 ここに書いてございます内容は政府横断で決めます。個別に何を何時行っていくかということは、各省がその目標の範囲の中で計画を作っていく。そういう趣旨でございます。

大田議長 わかりました。

では、横断的な目標に沿って、それをいかにやるかの部分だけを各省が決めるということですね。

刀禰次長 現時点のたたき台はそのとおりでございます。ただ、この目標自体について各省、御意見があるかもしれませんので、そういったものについて、例えばこの分野についてはこういう配慮が必要という議論が出てくるかもしれません。そのあたりは今後のヒアリング等で把握をした上で、最終的に判断することになるかと思います。

大田議長 あわせてよろしいですか。取組期間なのですけれども、5年はやはり長過ぎる。霞が関の5年というのは無限に近いと思います。そういうやりかたをしてきたから行革というのはうまくいかなかったのだらうと思います。2020年までに世界一企業が活動しやすい国をつくるのですから、ここは2020年を区切りとし、この部会がかなりのところまではウォッチできる、責任を持ってウォッチできるというのが必要だらうと思います。

目標値を何%にするかにもよりますけれども、仮に2割ぐらいであれば、企業が今これだけコスト削減に努力しているときに、霞が関も相当不連続な努力をしていただかなければいけないのだらうと思います。

ただ、國領先生言われたようないろいろな状況はあると思いますので、これはコンプライ・オア・エクスプレインとし、3年と決めた上でその時点でどうしてもできなければ、その理由をエクスプレインしてもらって、あるいは途中段階でエクスプレインしてもらって、それをこの部会がチェックするという事ではないかなと思います。

高橋部会長 そこはいかがでしょうか。事務局どうぞ。

刀禰次長 この点は恐らく最後まで御議論いただく必要があるだらうと思っておりますが、改めて御説明すると、これまでのいろいろな要望を聞いていると、一つは今回、IT化が主軸になっていますので、IT化で単に目先のシステム改修ではなくて、これまでなかっ

たような新しい仕組みを作っていくことも含めて考えてほしいと思っていますし、事柄によっては省庁を超えたもの、また、国と地方をつなぐようなものも考えていきたいと思っています。そうなってくると地方団体も含めた理解も必要ですし、国の予算だけでできるものでもないという部分も出てきますので、事務局としましては、今回のニーズに応えていくためには、そこまで必要かと思っておりますが、そういった大規模なシステムの改修とか設計をやっていくとなると、過去のマイナンバーの例などでも現実に制度をやらうと決めてから実施されるまで数年単位でかかっていますので、そうした点をどのように考えるかという問題だと思っています。

他方、スピード感というのは我々も全くそこは同様に思っており、そこは今後の計画の作りかなと思っておりますが、もちろん今回の部会でお決めいただくときに、3年でできるものをやることとし、そこから先はプラスアルファだという考え方もあり得ると思いますが、私などはやや個人的な見解かもしれませんが、システムまでちゃんとやっていただきたいので、そこまでやれるような内容にしたいということで、今回のたたき台の案を作っております。

森下部会長代理 今の点に関して、目標との兼ね合いだと思うのです。だけれども、今、考えているような20とかいう数字であれば、これはシステムを変えればできるという話ではなくて、もっと単純にできるような話ではないのだと思うのです。システムを変えてできるというのは4割、5割を目指すという話なので、それを5年でやるのだったらその話でもいいけれども、そんな話にはならないと思うので、そうすると2020年というのが1つの数字だと思います。

吉田委員 まさにそのとおりで、システムの構築やIT化であれば、他の分野以上に5年というのは長すぎて、目標の設定にそぐわない。英国のロンドンにオリンピック・パラリンピックの招致が決まったときに、このスマートフォンはなかった。その結果通信通量が7倍に膨れ上がり、大変苦労をしました。だから3年単位で1つのビジョンを描いて、それに向けてITのインフラ、アーキテクチャーを構築する必要があります。5年は絶対、プロでも予測できませんから、やはり3年がマックスだと思います。したがって1つのマイルストーンとして、2020年は避けられないのだろうなと思っております。

高橋部会長 取組期間は全体長期を見据えて5年というのはありだと思っております。しかし、部会の構成員の意見を聞きますと、短い目標設定も要るのではないかということだと思います。5年でない、より見える、短い、例えば3年なら3年のところの目標のあり方みたいなものも御検討いただくということで、少しまた議長とも御相談しながら、中間的な期間をどのように考えていくのかというのは、決めていきたいと思っております。今の話はそんなところでよろしいでしょうか。短い期間が要るという部会の先生方の御意見がございましたので、それを踏まえて議長とも御相談をしながら、事務局と調整していきたいと思っております。

それから、重点分野とそれ以外のところでございますが、これについても御意見を頂戴

しましたが、さらに何かございますれば。では原委員、どうぞ。

原委員 私は佐久間専門委員がおっしゃられたところとかなり近くて、大崎専門委員とは意見が違つかもしれませんが、むしろ10項目に限る必要はない、もっと広げてもいいのではないかと思います。

このランキングで見ますと、上から10番まではどのような業種であっても明らかにかかわるのだろうという相当程度横断的なものが並んでいますが、11番から下になると特定の業種に限られるような個別性の高い項目になっていくように思われます。ということはトップ10に入っていないから重要度が低いということではないと思いますので、これはもう少し幅広く取り組んでもいいのではないかと。目標を設定して、具体的な取組をやっていくという上で、次長もおっしゃられたように別に10にこだわる必要はないということかと思えますので、もう少し広げてもいいのではないかと思いました。

以上です。

高橋部会長 この話は重点分野と重点分野以外はどういうふうに考えるのか。要するに取組を求めていくのかという話もあると思います。そこら辺はいかがでしょうか。3ページの趣旨は、こちらの部会として一律にこうなさいという目標は設定しないという意味ですよね。

ただ、その上で、ちょっと表現が不明確なのですが、自主的取組の中には数値目標を入れた取組をしてもらうことも十分あり得て、それが妥当かどうかをこちらで意見を言えるということでもよろしいでしょうか。

刀禰次長 年度末までに決めるところでは、そこまでの個別の分野についての議論は難しいと思いますので、今回の考えとしては、重点分野についてはまず6月までに暫定的な計画を作ってください、重点分野以外についてはこの取りまとめができた後に当部会で議論していこうということであれば、ここに書いてありますように各府省の自主的取組の内容について進捗の確認等を行っていく。確認等を行っていく際に目標を作っていく必要があるのではないかと議論もあり得て、それを各省庁が受け入れていただけるような形で議論ができれば、当然そういう形でこの分野についてもこうやりましたとなります。各論の分野によって特性もありますので、どういうことが今、必要なのかということを生方からの御意見もいただいて、それを実現するためにどう考えるか。もっとこうしたほうがよいのではないかと、それだったら計画的に行ったらどうですか、という形で求めていくことは、十分可能な仕組みだと思っています。

高橋部会長 そこがわかりにくい表現なのではないかと思いますが、その辺は表現ぶりも変えていただければと思います。大田議長、何かございますか。結構ですか。

では大崎専門委員、どうぞ。

大崎専門委員 その点で、私は重点分野について数値的に目標をきちんと設定して、かつ、規制改革推進会議がウォッチしていくという、全くそれでいいと思うのですけれども、重点分野以外についても当然、自主的取組をするというのは当然の前提だろうと思ってい

まして、行政手続コストというものが必要最小限のコストは別として、過剰なコストが望ましいということはありませんので、うちは重点分野から外れたから何もやらないよということは絶対に認めてはいけないと思うのです。

その意味では重点分野に該当しなかった方々あるいは分野についても自主的にやってもらって、規制改革推進会議あるいは規制改革推進室に何か前にやっていた規制シートみたいな何かを出してもらおうぐらいのことは別段、全くよろしいのではないかと、ぜひやるべきではないかと私は思います。

森下部会長代理 大崎さんの言うとおりで、先ほども私は数値目標を言いましたけれども、その数値目標の根拠が重点分野と同じでなくてもいいと思うのです。重点分野の数値目標というのはきちりした数字なので、これは大変な努力がかかるから、そこだけ限る。だけれども、それ以外のところに関しても、例えば書類の枚数が行政側で何%削減するとか、何らかの形で目標を出してもらわないと、それは何をやっているか全然わからないと思うのです。ですからそういう意味では自主的な数値目標で構わないので、そういうものを出してもらって、ひょっとしたらそういうものから将来的に使えるような指標が出てくる可能性もあるので、何らかの形で見える化ができることは、私は最低限の目標だと思います。

國領専門委員 今の流れでいきますと、今、我々は資料1-1の3~4ページを中心に見ているのですけれども、もう一つの考え方は8ページでありまして、記載方法、記載内容がわかりにくいとか、同じことを何度もやらせるとか、このようなランキングみたいなものがあって、これを撲滅する。同じことは二度と聞かないとか、これは個人のほうの手続についてはかなりIT戦略本部のほうでやってきたのですが、法人のほうは確かにやや少ないので、そのような考え方でもう少し横断的にいろいろな省庁に目標を掲げて削減してもらおうというような、これはこれで実を言うとバックヤード連携をちゃんとやらなければいけないので、それなりにインフラが必要なのですけれども、ただ、そのような形でもう少し横断的に目標を掲げるということは可能なはずだと思います。

高橋部会長 多分、見える化で何らかの指標を出してもらおうというのは、自主的取組の中に入っているということでもいいのではないかとと思うのですが、そこは事務局いかがでしょうか。

刀禰次長 自主的取組についてどうするかということは、今この時点ではっきり持っているわけではございませんので、どのような形でやっていくか。他方、例えば許認可の数が1万5,000ということも前に御説明をしたことがあると思いますけれども、各論は非常に多岐にわたりますので、本当の意味で全ての分野を短期的にやっていくというのは、現実にはなかなか今の霞が関のマンパワーからすると難しい部分もあります。ただ、今、例えば國領委員が言われたような一定のこういうことについて各省はちゃんとやってくれということは、しっかり言うていく必要があると思いますし、また、重点分野以外に仮になった部分についても、いろいろな形のチェックはできると思いますので、逆に言えば、対

象を広くすればするほど部会の会合をたくさん開いていただく必要があると思いますけれども、部会をまさに数多く開催して、いろいろな分野を順番にチェックしていくことができる範囲であれば、それはどれだけ決めていただいてもよいのかなと思います。

高橋部会長 そういう意味では少し自主的取組の中身については、さらに今後具体化しますということで、見える化の手法も含めて少し考えていきます。このようにまとめさせていただきたいと思います。

それを踏まえて、さらにこれは追加していただきたい。要するに全体との兼ね合いで私もやはり5割なら5割で多少広目というので今なっているというお話もございましたので、少しどういふものを追加するののかも事務局と相談したいと思います。何かこの点についてさらにということがございますれば、追加の候補等も含めていかがでしょうか。もう大体出尽くしたということですのでよろしいでしょうか。では、そこはそのぐらいにしたいと思います。

最後ですが、目標設定のあり方でございます。これはこのような形で、ただ、5ページですけれども、これは時間とする場合については削減率を設定することになるということなのですが、それ以外についても数値目標を出してもらおうという理解でよろしいのですよね。それ以外のものを指標とする場合ということですが。

刀禰次長 今回、閣議決定で言及されている削減目標としては、時間を使ってはどうかということなので、その場合は削減率になると思いますが、他方、自主的取組も含めて、いろいろな形で短縮していただく計画を各省に作っていただくことを何ら妨げるものではありません。ただ、横断的な目標としては、今回のたたき台としては時間をベースに率をかけるという趣旨でございます。

高橋部会長 わかりました。

一応では目標は横断的なものとしては時間をベースにする。その場合については削減率を設定するという御説明でしたが、それでよろしいでしょうか。それ以外についても多様な形で数値目標を出すときにはいろいろな形で出してもらおうということですね。そう理解させていただきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、議長等も含めて事務局と御相談する事項がございました。これにつきましては私のほうに議長を含めて一任ということでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのような形で御了承いただいたということにさせていただきます。次に、次回から2回にわたりましてたたき台に対する見解等、関係省庁からヒアリングをしたいと思っております。ヒアリングの対象といたしましては、事業者ニーズの把握結果を踏まえて、資料3のとおり6省を対象としたいと思っておりますが、何か御意見等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、資料3のような形で、具体的には総務省、財務省、経済産業省、法務省、厚生労働省、国土交通省という形で対象とさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。それでは、資料3のとおり進めさせていただきたいと思っております。

本日の議題は以上となっておりますが、最後に事務局からございますか。

石崎参事官 次回の会議の日程でありますけれども、1月30日を予定しております。

高橋部会長 どうもありがとうございました。それでは、会議を終了いたします。時間どおりに終わりました、どうもありがとうございました。